

大分県報

平成二十八年
第二七九九号
七月二十六日

（火曜日）

目次

規則

大分県立工科短期大学校管理規則の一部改正……………一
大分県水産業協同組合法施行細則の一部改正……………一

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………二
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………二
土地改良法による換地処分届出（市町村営事業）……………二
解除予定保安林……………三
道路区域の変更（二件）……………三
道路の供用開始……………三
落札者等の公示……………四

規則

大分県立工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年七月二十六日

大分県規則第八十七号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県立工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則
大分県立工科短期大学校管理規則（平成九年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の生産技術科の項中「三四人」を「三三人」に、「六八人」を「六六人」に改め、同表の電子技術科の項中「二四人」を「二〇人」に、「四八人」を「四〇人」に改め、

同表の住居環境科の項中「二〇人」を「一五人」に、「二〇人」を「三〇人」に改める。
第七条中第五号を第七号とし、同条第四号中「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）」を「省令」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「として」の下に「省令第五十号第二号の規定により」を加え、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 省令第五十号第三号の規定により文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を同号に規定する文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第七条第二号中「文部科学大臣の」を「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。）第五十号第一号の規定により文部科学大臣が」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「通常の」を「法第九十条第一項に規定する通常の」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する中等教育学校を卒業した者
第七条に次の二号を加える。

八 法第九十条第二項の規定により他の大学に入学した者であつて、短期大学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

九 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

附則

（施行期日）
1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 改正後の大分県立工科短期大学校管理規則第二条の規定は、この規則の施行の日以後に大分県立工科短期大学校に入学する者について適用し、この規則の施行の際現に大分県立工科短期大学校に在学する者については、なお従前の例による。

大分県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八十八号

大分県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

大分県水産業協同組合法施行細則（昭和四十四年大分県規則第五十一号）の一部を次のよ

うに改正する。

第二十二條第一号中「同意書」の下に「（組合員が住所及び氏名を自筆したもの（法人の組合員にあつては、主たる事務所の所在地及び名称を記載し、押印したもの）に限る。）、第二十八号様式中「印章書」の次に「（印章が住所及び氏名を自筆したもの（法人の印章にあつては、主たる事務所の所在地及び名称を記載し、押印したもの）に限る。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第四百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五條第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス佐伯女島店
佐伯市字八町田八千九百二番地三 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻 田 泰 徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

3 変更した事項

- 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 佐 藤 隆
変更後 代表取締役 辻 田 泰 徳

4 変更の年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成二十八年六月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年七月二十六日から同年十一月二十八日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年十一月二十八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八條第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六條第一項の規定により、竹田市大字小塚三十九番地の金丸太介ほか十七名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七條第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十八年七月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備） （農道整備）	竹田西部二期地区	平二八・七・二六から 平二八・八・一五まで	竹田市役所

大分県告示第四百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の四において準用する同法第五十四條第三項の規定により、姫島村から達磨地区の換地処分をした旨の届出があつた。

平成二十八年七月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十八年七月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

日田市上津江町上野田字黒石一〇一番二四・一一〇一番二六・一一〇一番二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇一番二五、一一〇一番二五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

県道赤木吹原佐伯線

佐伯市大字長谷字長場山八三七番二から
佐伯市大字長谷字辺田九八〇番五
地先まで

前

メートル
五・〇
三・五

メートル
八二四・〇

佐伯市大字長谷字長場山八三七番二から
佐伯市大字長谷字辺田九八〇番五
まで

後

メートル
二〇・七
三・五

メートル
八二四・〇

大分県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

字佐市院内町原口字下ノ原四一〇番三から
字佐市院内町原口字上ノ原四六五番二地先まで

前

メートル
一一・〇
七・四

メートル
四一四・四

一般国道三八七号

字佐市院内町原口字上ノ原四六五番一地从先から
字佐市院内町原口字原口四八九番二まで

前

メートル
一七・五
七・二

メートル
八七・二

字佐市院内町原口字上ノ原四六五番一地从先から
字佐市院内町原口字原口四八九番二まで

後

メートル
一九・八
一一・三

メートル
八七・二

大分県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

平成二十八年七月二十六日

大分県報（告示）

平成二十八年七月二十六日

大分県報（告示・公告）

その関係図面は、平成二十八年七月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道赤木吹原佐伯線	佐伯市大字長谷字長場山八三七番二から 佐伯市大字長谷字辺田九八〇番五まで	平二八・七・二六

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年七月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
大分県庁舎電話交換設備リース一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県会計管理局用度管財課管理・電話班
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十八年六月三日
- 四 落札者の氏名及び住所
NTTファイナンス株式会社九州支店 支店長 武藤 公成
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
- 五 落札金額
五十六万六千二百四十四円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
平成二十八年四月二十二日